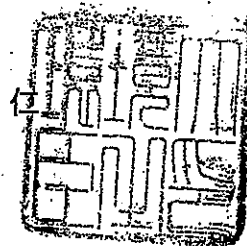


諮問 第 2 8 0 号
環自野発第100519003号
平成 2 2 年 5 月 1 9 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣
小 沢 鋭



構造改革特別区域内においてノヤギを狩猟鳥獣とすることについて (諮問)

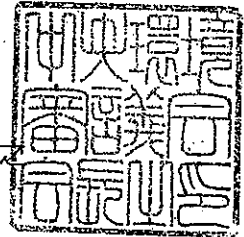
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 1 4 年法律第 8 8 号) 第 2 条第 6 項の規定に基づき、構造改革特別区域内においてノヤギを狩猟鳥獣とすることについて、貴審議会の意見を求めます。



中環審第5.49号
平成22年5月19日

中央環境審議会野生生物部会
部会長 山岸 哲 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基 殿



構造改革特別区域内においてノヤギを狩猟鳥獣とすることについて（付議）

平成22年5月19日付け環自野発第100519003号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。